

学校区別要望等一覧

(個別対応・回答あり)

小学校区	行政区名	意見・要望内容	担当部	担当課	回答
岡田小	栄町	「ごみ屋敷」への対策について 昨年のタウンミーティングでお話した「ごみ屋敷」に対する条例の制定の件で、「他の市町村も参考にしながら検討する」との回答をいただいたが、その後の進捗をお聞きしたい(個別回答でも良いのでお願いします)。	環境経済部	環境政策課	「ごみ屋敷」の問題に正面から対応する法律は現在制定されておらず、何らかの措置を講じようとするためには、市独自で新たに条例を制定するか、現在ある条例にあてはめる必要がありますが、所有者が「ごみ」ではないと言い、自宅の敷地内にある以上、なかなか踏み込めないのが現状であります。 所有者がごみではないと言っている「物」を散乱させたり溜め込むのは、ただ物を捨てないからというだけではなく、こころの病気があったり、地域から孤立していたりとか何かしらの問題を抱えている場合もあることから、所有者がなぜ片付けられないのか、「改善の依頼」ではなく「支援」としてできるものはないか、関連する部課に相談しながら模索してまいります。
岡田小	第8岡見	防犯カメラの設置について 近年、犯罪の発生防止や速やかな事件の解決に活躍している防犯カメラの設置について市の考え方と、もし今後このような事業を検討しているのなら中長期的でも結構ですから安全安心のためお聞かせください。	市民部	地域安全課	警察との協定により、設置する箇所を定めて設置しています。防犯カメラは犯罪発生時の犯人検挙などには有効ですが、プライバシーの問題もあるため、警察の指導のもと設置している状況です、
岡田小	上池台	高齢化が進む行政区では、選挙協力者の引き受け手を選び出すのも大変困難な状態です。2023年4月23日の統一地方選では茨城県17市町村のうち、牛久市を除く16市町村で当日投票締切時間が繰り上げて実施されています。牛久市でも、選挙・当日投票締切時間の繰り上げを実施し、投票立会人の負担軽減を図ることは出来ないでしょうか。	総務部	総務課	平成31年から令和4年に執行した各選挙において午後6時以降の投票者が一定数存在していたこと、また、投票時間繰り上げによる投票率低下を懸念したことから、投票時間繰り上げを実施しませんでした。 今回の牛久市議会議員選挙の投票率は42.03%であり、市議会議員一般選挙においては最も低い投票率となりました。また、今回の牛久市議会議員選挙における当日投票の午後6時から午後8時までの投票者数は2,172人、投票率は3.14%となり、当日の投票者数は18,082人ですので、約12%の方が18時以降に投票を行っておりました。 投票時間は公職選挙法の規定通りとしておりますが、その趣旨は、有権者が投票時間の繰り上げによって投票の機会を失うことがないようにすることであり、ひいては投票率の向上につなげる対応であることをご理解いただきたいと存じます。 しかしながら、行政区及び管理者・立会人にご負担をおかけしていることは、承知しております。令和4年より期日前投票所において、希望する行政区で投票立会人の2交代制を導入し、試験的ではありますが、長時間勤務の改善を図っております。 その他にも、岡田投票区のように小学校体育館に投票所を設置する場合につきましては、冷暖房設備がないことにより、ご負担をおかけしていることも認識しております。冬は暖房器具の設置とカイロの支給、夏には扇風機とクーラーボックスの貸し出し等物資による支援を行いました。冷暖房設備のある場所への変更も検討してまいります。 今後も、有権者の参政権行使の機会を確保しながら、投票所の環境整備などにより行政区の負担を軽減する方法を検討し、改善に努めて参りたいと思っております。投票時間につきましては、お寄せいただいたご意見を踏まえ、引き続き選挙管理委員会において検討を続けて参ります。

学校区別要望等一覧

(個別対応・回答あり)

小学校区	行政区名	意見・要望内容	担当部	担当課	回答
岡田小	上池台	<p>上池台行政区では近年3回の住宅火災が発生しておりますが、いずれの焼け跡の解体工事も行われずにそのまま放置されている状態です。それぞれに近隣住民から苦情が寄せられ対応に苦慮しています。令和5年6月4日第1回定例会において市議会議員より住宅火災後の現場の処理はどうなっているのか質問していただきましたが、進展はありませんでした。なんとかして解体できないか。(特定空家として指定されれば解体工事を市で実施できるのか？火事にあった建物が倒壊の危険性など近隣住民に悪影響を及ぼす状況の場合には所有者は解体工事をしなければいけないのではないのか？)また、焼け跡から風で飛ばされてきたトタン等の廃棄物処理の補助金は牛久市にはないのか。</p>	<p>市民部 環境経済部 建設部</p>	<p>防災課 廃棄物対策課 空家対策課</p>	<p><防災課> 6/9区長へ弁護士相談を行う事を連絡。 本来、所有者又は相続人が相続して対応すると思われませんが、相続人全員が相続放棄した場合の事を弁護士に相談を行った結果、相続対象者が増え、調査を行っている税務課に報告しました。また、相続財産管理人制度、土地の国への帰属制度について確認しました。相続財産管理人制度について、市が管理人を申し立てるのは難しい。土地の帰属制度は、仮に相続財産管理人がいることが前提でも、現状では帰属ができず、更地への処分費、審査手数料、10年分の管理費などが相続財産管理人申立人の負担となる説明を受けました。 引き続き、税務課で相続人調査を行ってまいります。</p> <p><廃棄物対策課> 焼け跡から排出される廃棄物処理の補助金制度はありませんが、天災や類焼により所有者自らクリーンセンターへ一般廃棄物を搬入する場合は、処理料金はかからず減免で処分することが可能です。なお、焼け跡からの飛来物は所有者の許可なく他の者が処分することはできませんが、元の場所へ戻すことは可能です。</p> <p><空家対策課> 火災現場については、空家とは捉えておりません。対応等については、所有者又は相続権者が処理するべきと考えております。</p>